

送を終了したときまでの実拘束時間による。

- (c) 拘束時間は30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は、30分単位に切り上げる。
- (d) 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」を表示をする。
- (e) 時間制運賃による場合は、運賃の割増及び待料金は適用しない。

(3) 待料金

- (a) 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する。
- (b) 待料金は、タクシーメーター器により算定し、時間距離併用制運賃に併算する。

(4) 運賃料金の割増

- (a) 深夜早朝割増は、午後10時以降午前5時までの間における運送及び待料金の適用する。
- (b) 冬期割増は、運賃料金表に掲げる期間その地域を走行する自動車に限り適用する。
- (c) 冬期割増は、適用地域の境界地点でタクシーメーター器を「割増」又は「賃走」に操作する。
- (d) 割増は、距離短縮方式とする。
- (e) 割増は、重複して適用しない。

(5) 運賃料金の割引

- (a) 身体障害者及び知的障害者の割引は、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日付け法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けたもので、当該手帳を提示したときに適用する。
- (b) 割引対象区間は、身体障害者又は知的障害者自身が乗車した区間の運賃とする。
- (c) 運賃料金の額は、距離制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額に、時間制運賃は別途計算された額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (d) 割引は、重複して適用しない。

4. 運賃の收受方法

距離制運賃の收受にあたっては、旅客の降車地点に停車後直ちにタクシーメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額による。

5. 実費の負担

- (1) 旅客の要求により有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。
- (2) 道路事情、交通規制等客観的な事情又は他の適当な方法がないためにやむを得ず有料道路又は自動車航送船を利用して往路又は復路が回送となる場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。

6. 適用する営業区域